

国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて

平成29年1月20日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、今治市における「獣医学部の新設」について

- ・ 「教育分野における岩盤規制改革の象徴」として、本年4月に開校予定の「成田市における医学部」(38年ぶり)、「愛知県における公設民営学校」(全国初)に続き、今回、「今治市における獣医学部」が、52年ぶりに実現することは、我が国における新たな創薬プロセスや感染症対策等の充実といった観点からも、極めて意義深い。
- ・ 本日の事業計画認定を受け、来年(平成30年)4月の開設に向け、本プロジェクトが円滑かつ迅速に進むことを期待したい。

2、改正特区法案に向けた追加の規制改革事項等について

- ・ 今国会に提出する特区法改正案に盛り込むものを含め、現在、特区ワーキンググループでは、多くの規制改革事項を、規制担当官庁と鋭意折衝しているところ。
- ・ しかしながら、例えば、別紙に掲げる事項については、規制担当官庁の主張は合理性を欠くものと言わざるを得ず、引き続き誠実かつ迅速な対応を求め、一つでも多くの改革事項が改正法案に盛り込まれることを期待したい。

3、 特区措置を全国展開するための「新たな仕組み」について

- ・ 今国会では、現在は特区法上の措置となっている「都市公園内における保育所等の設置」や「地域限定通訳案内士資格の設置」について、「全国措置」に展開するための関連法案が提出されると聞いている。
- ・ 「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)に基づき、規制改革の成果を加速的に拡大していくためには、創設されて一定期間(例えば、最長2年間)を経過した規制改革メニューについて、例えば、特区諮問会議において全国展開の検討を自動的に開始するなどの「新たな仕組み」を、早急に構築すべきである。

「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)

○ 国家戦略特区の活用

来年度末までを「集中改革強化期間」として、重点分野における残された岩盤規制改革を実行するとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を進める。

4、 特区間の格差是正のための評価プロセスについて

- ・ 昨年度に続き本年度も、「特区の評価」を、一義的には、特区ごとの区域会議が行うことになっている。他方、具体的事業の進捗状況や改革メニューの活用状況などについては、特区間で相当な格差が存在していることも事実である。
- ・ こうした特区間の格差を是正するため、特に、特区指定された際にコミットしていた改革事項を未だに活用していない自治体等に対しては、特区諮問会議として厳格な意見を具申できるような、新たな評価プロセスを、早急に検討すべきである。

主な規制改革事項に関する議論の状況

	規制担当官庁の主張	国家戦略特区WGの主張
クールジャパン・インバウンド分野での外国人材の就労解禁	<法務省等> 業種毎に慎重な議論を行い、時間をかけて対応すべき。	オリンピック・パラリンピックを控え、緊急性の高い提案が相次いでいる中、質を担保するための措置(検定試験等)を前提に、ある程度「業種横断的」な人材を対象とした法的措置を、直ちに講ずべき。
コンセッション事業者に対する施設利用許可権限の付与	<内閣府(PFI室)・総務省> 両部局間で、PFI法の解釈で済む(PFI室)か、法的措置が必要(総務省)かで、見解が相違。	至急、両部局の見解を一致させるとともに、必要あれば、今次改正特区法において手当てすべき。
義務教育における遠隔教育解禁	<文部科学省> 義務教育では生きる力を育むため、全ての授業について「対面」が必須。遠隔は、対面を補完するに過ぎず、受信側にも必ず、同一科目等の担当教員を配置することが必要。	過疎地において学校の統廃合を防ぐとの観点からも、受信側の学校には、教員以外の職員(例えば教員OB等)を配置すれば足りるなどの措置を検討し、学校間の遠隔教育を推進すべき。
農地へのコンクリート打設	<農林水産省> 農地は、一旦コンクリートで固めると耕作不可能となる。	植物工場等は、農業の競争力向上にも貢献。転用せずとも、農地として円滑に農業が行えるようにすべき。
外国船舶の寄港等に係る特許基準の明確化	<国土交通省> ・そもそも事業者からの特区提案を受けて、制度の改正や明確化を図るものとは考えていない。 ・外国の類似制度の調査には、時間を有する。	外国船舶が日本領海内で貨物油の積み替えなどの経済活動を行う場合など、その予見可能性を高めるため、直ちに、特許基準を明確化し、その公開を通じ透明性向上を図るべき。